

○総務省告示第三百五十二号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更し、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年九月二十九日

総務大臣 山本 早苗

第2の第2表中

2545-2655 J94	移動（航空移動を除く。） J148	電気通信業務用	広帯域移動無線アクセスシステム用とする。
------------------	----------------------	---------	----------------------

2545-2655 J94	移動（航空移動を除く。） J148	電気通信業務用	広帯域移動無線アクセスシステム用とし、割当ては別表10-4による。
------------------	----------------------	---------	-----------------------------------

改める。

第2の別表10-3の次に次の一表を加える。

別表10-4 広帯域移動無線アクセスシステム用の周波数表

2545MHzを超え2575MHz以下

2575MHz を超え2595MHz 以下*

2595MHz を超え2645MHz 以下

* この周波数の使用は、無線局根本基準第3条第2号に規定する受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画を有する無線局に限る。